

# 令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

固定資産税は、土地や家屋のほかに事業用資産（償却資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により、毎年賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産について、その資産が所在する市町村に申告する義務があります。

つきましては、下記のとおり期限まで申告くださいますようお願いいたします。

申告期限	令和6年1月31日（水）
申告書提出先 ・ お問合せ先	庄内町役場（1階） 税務町民課 資産税係 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町132番地1 電話 0234-42-0139 又は 42-0141
申告書提出受付のみ	庄内町役場 立川総合支所 総合支所係 庄内町役場 清川出張所 庄内町役場 立谷沢出張所

★マイナンバー制度の導入に伴い、個人番号を記入した申告書を提出する際は、次の書類が必要です。（法人番号を記入した場合は、必要ありません。）

	番号の確認に必要な書類	身元確認に必要な書類
本人が提出する場合	・ 個人番号カード（裏面） ・ 通知カード ・ 個人番号の記載がある住民票 などのうちいずれか1つ	・ 個人番号カード（表面） ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ プレ印字された申告書 などのうちいずれか1つ
代理人が提出する場合 ↓ 委任されたことがわかる書類（委任状、税務代理権限証書又はプレ印字された申告書等）が必要です。	・ 申告者の個人番号カード（裏面）の写し ・ 申告者の通知カードの写し ・ 申告者の個人番号の記載がある住民票の写し などのうちいずれか1つ	・ 代理人の個人番号カード（表面） ・ 代理人の運転免許証 ・ 代理人のパスポート ・ 代理人の税理士証票 などのうちいずれか1つ

※郵送による提出の場合は、上記の写しを添付してください。

# 1 償却資産の範囲

## (1) 償却資産の申告対象になるもの

毎年1月1日（賦課期日）現在において事業の用に供することができる資産のうち、土地及び家屋以外の有形の固定資産で、税務会計（所得税及び法人税を計算するための会計方法）上、減価償却の対象としている資産（土地及び家屋の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

**※次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。**

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ④ **償却済資産（減価償却が終わった資産）**
- ⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- ⑦ 償却資産の修理、改良のために支出した費用のうち、「資本的支出」に該当する費用（本体とは区分して申告してください。）
- ⑧ 中小企業者などが、租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により取得した30万円未満の即時償却した資産
- ⑨ リース資産（契約の内容により、資産を貸している人（又は会社）が申告する場合と、資産を借りて事業に使用している人（又は会社）が申告する場合があります。）

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
賃貸借契約によるリース資産 （賃貸期間が自由に選択できる、期間満了と同時に資産は回収、など）	× （申告不要）	○ （資産の所在する市町村へ申告）
実際の売買にあたるようなリース資産 （所有権留保付割賦販売等、リース後に資産が使用者の所有物となるような場合）	○ （自己の資産として申告が必要）	× （申告不要）

所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

また、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から外れます。

(2) 償却資産の申告対象にならないもの

- ① 土地や家屋として固定資産税が課されるもの
- ② 自動車税（種別割）や軽自動車税（種別割）の課税対象となるもの  
**※「農耕作業用トレーラ」のうち一定の要件を満たすものは、軽自動車税（種別割）の課税対象となります。**
- ③ 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ④ 非減価償却資産（書画、骨董等で希少価値を有し、代替性がないもの）
- ⑤ 無形固定資産（電話加入権、特許権、ソフトウェア等）
- ⑥ 生物（観賞用、興行用のものは申告対象）、立木
- ⑦ 繰延資産（開業費、試験研究費等）

(3) 取得価額による区分

	取得時期	取得価額	固定資産税 (償却資産)の申告	国税の取扱い
個人 の 場 合	平成11年1月1日以後 に取得した資産	10万円未満	申告対象外	必要経費
		10万円以上 20万円未満	申告対象外	3年一括償却
			申告対象	減価償却
		20万円以上	申告対象	減価償却
法人 の 場 合	平成10年4月1日以後 に開始された事業年 度に取得した資産	10万円未満	申告対象外	損金算入
			申告対象外	3年一括償却
			申告対象	減価償却
		10万円以上 20万円未満	申告対象外	3年一括償却
			申告対象	減価償却
20万円以上	申告対象	減価償却		

※取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の規定による損金参入は国税のみの適用となり、この規定の適用を受けた資産は固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。

**御注意ください**

虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法第386条及び庄内町税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあります。

## 2 償却資産の種類と具体例

### (1) 資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構築物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等 建物付属設備 1 建物の所有者が取り付けした建物付属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、屋外給排水・ガス引込み設備、浄化槽等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定付帯設備といいます。）
第2種	機械及び装置	工作機械・印刷機械・農業機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車等
第3種	船舶	漁船、ボート等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	道路運送車両法に規定する大型特殊自動車（大型のフォークリフト、除雪作業車等） ※自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)の対象になる自動車は除きます。
<p>☆「特殊自動車」について</p> <p>特殊自動車は小型と大型に分類され、下記の要件によって軽自動車税（種別割）又は償却資産の申告が必要となります。</p> <p>1 農耕作業用自動車（トラクター、コンバイン等）</p> <p>① 最高速度が時速35km未満（※車両の大きさに制限はありません。） （小型特殊自動車） ⇒ <u>軽自動車税(種別割)の申告</u> ※最高速度が時速35キロメートル未満のトラクタにけん引される農耕作業用トレーラも該当となります。</p> <p>② 最高速度が時速35km以上（大型特殊自動車） ⇒ <u>償却資産の申告</u></p> <p>2 その他の特殊自動車（フォークリフト等）</p> <p>① 小型特殊自動車(下記の要件すべてに該当) 車両の長さ(4.7m以下)・幅(1.7m以下) 高さ(2.8m以下)・最高速度(時速15km以下) ⇒ <u>軽自動車税(種別割)の申告</u> ※公道を走らない場合でも軽自動車税の対象となります。</p> <p>② (大型特殊自動車) (上記①以外) ⇒ <u>償却資産の申告</u></p>		
第6種	工具、器具及び備品	机、椅子、電話機、陳列ケース、テレビ、応接セット、パソコン、プリンター、エアコン、金庫、立看板、自動販売機、冷蔵庫、理美容機器、カーテン、ロッカー、切削工具、測定工具等

## (2) 業種別の主な償却資産

業 種	主な償却資産の内容
共 通	路面舗装(10又は15)、門・塀(金属造10・コンクリート造15)、屋外給排水ガス設備(15)、事務机(15)、事務椅子(15)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、応接セット(8)、タイムレコーダー(5)、コピー機(5)、壁掛型ルームエアコン(6)、レジスター(5)、パーソナルコンピュータ(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、金庫(20)、そで看板(10)、立看板(3)、歩行型除雪機(10)等
小売業・ 飲食業	テーブル(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、冷蔵庫(6)、陳列ケース・棚(6又は8)、テレビ(5)、カラオケ(5)等
理・美容業	理・美容椅子(5)、洗面設備(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、ドライヤー(5)、消毒殺菌器(5)、湯沸かし器(6)等
加工業・ 修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)等
不動産貸付業	路面舗装(10又は15)、門・塀(金属造10・コンクリート造15)、緑化施設(20)、街路灯(10)、自転車置場(10)等
売電業	太陽光発電設備(17)等
農業・ 畜産業	ビニールハウス・パイプハウス(10)、乾燥機(7)、草刈機(7)、代掻きハロー(7)、管理機(7)、肥料散布機(7)、搾乳機(7)、歩行型除雪機(10)等

※ ( ) 内の数字は主な耐用年数です。

## 3 国税との比較

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	<b>賦課期日(1月1日)</b>	事業年度
減価償却の方法	<b>定率法(国税上の旧定率法)</b> ※固定資産評価基準に定められた減価率を用いる。	定率法、定額法の選択制 (建物は定額法のみ)
前年中の新規取得資産	<b>半年償却(1/2)</b>	月割償却
圧縮記帳の制度	<b>認められません ※</b>	認められます
特別償却・割増償却	<b>認められません</b>	認められます
増加償却	<b>認められます</b>	認められます
評価額の最低限度	<b>取得価額の100分の5</b>	備忘価額(1円)
改良費(資本的支出)	<b>区分評価(改良を加えた資産と改良費を区分して評価)</b>	原則区分評価

※ 圧縮記帳の制度は認められていませんので、補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

## 4 償却資産の課税

### (1) 評価額

固定資産評価基準に基づき、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとにして、資産一品ごとに次の計算式により算出します。

#### <前年中に取得したもの>

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times \frac{\{1 - (\text{減価率} / 2)\}}{\text{次ページの減価残存率表のA}}$$

#### <前年よりも前に取得したもの>

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times \frac{(1 - \text{減価率})}{\text{次ページの減価残存率表のB}}$$

減価率 … 固定資産評価基準別表15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定されています。  
(次ページの減価残存率表を参照ください。)

### (2) 課税標準額及び税額

資産一品ごとに算出した評価額の合計を課税標準額（千円未満切捨て）として、次の計算式により固定資産税額（百円未満切捨て）を算出します。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%)$$

#### ※課税標準の特例について

地方税法349条の3、本法附則第15条等の規定に基づき、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減される場合があります。該当資産がある場合には、特例該当資産であることを証明する資料を申告書に添付してください。（ガス事業用資産、公共の危害防止用施設、再生可能エネルギー発電設備、中小事業者等が取得した先端設備等）

#### ※過疎地域における課税免除について

「庄内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」に基づき、一定額以上の償却設備（機械及び装置）を取得した方について、課税免除が3か年受けられます。

- ・要件 庄内町内で事業（※）を営み、青色申告書を提出する個人事業主または法人（※）製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、又は旅館業（下宿営業を除く。）
- 詳細につきましては、税務町民課資産税係までお問い合わせください。

### (3) 免税点

償却資産の免税点は150万円です。課税標準額の合計額が150万円未満の場合は、課税されません。ただし、事業の用に供する資産である限り申告は必要です。

### (4) 納期

5月、7月、12月、2月の年4回です。

減価残存率表

耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B
2	0.684	0.658	0.316	33	0.067	0.966	0.933	64	0.035	0.982	0.965
3	0.536	0.732	0.464	34	0.066	0.967	0.934	65	0.035	0.982	0.965
4	0.438	0.781	0.562	35	0.064	0.968	0.936	66	0.034	0.983	0.966
5	0.369	0.815	0.631	36	0.062	0.969	0.938	67	0.034	0.983	0.966
6	0.319	0.840	0.681	37	0.060	0.970	0.940	68	0.033	0.983	0.967
7	0.280	0.860	0.720	38	0.059	0.970	0.941	69	0.033	0.983	0.967
8	0.250	0.875	0.750	39	0.057	0.971	0.943	70	0.032	0.984	0.968
9	0.226	0.887	0.774	40	0.056	0.972	0.944	71	0.032	0.984	0.968
10	0.206	0.897	0.794	41	0.055	0.972	0.945	72	0.032	0.984	0.968
11	0.189	0.905	0.811	42	0.053	0.973	0.947	73	0.031	0.984	0.969
12	0.175	0.912	0.825	43	0.052	0.974	0.948	74	0.031	0.984	0.969
13	0.162	0.919	0.838	44	0.051	0.974	0.949	75	0.030	0.985	0.970
14	0.152	0.924	0.848	45	0.050	0.975	0.950	76	0.030	0.985	0.970
15	0.142	0.929	0.858	46	0.049	0.975	0.951	77	0.030	0.985	0.970
16	0.134	0.933	0.866	47	0.048	0.976	0.952	78	0.029	0.985	0.971
17	0.127	0.936	0.873	48	0.047	0.976	0.953	79	0.029	0.985	0.971
18	0.120	0.940	0.880	49	0.046	0.977	0.954	80	0.028	0.986	0.972
19	0.114	0.943	0.886	50	0.045	0.977	0.955	81	0.028	0.986	0.972
20	0.109	0.945	0.891	51	0.044	0.978	0.956	82	0.028	0.986	0.972
21	0.104	0.948	0.896	52	0.043	0.978	0.957	83	0.027	0.986	0.973
22	0.099	0.950	0.901	53	0.043	0.978	0.957	84	0.027	0.986	0.973
23	0.095	0.952	0.905	54	0.042	0.979	0.958	85	0.026	0.987	0.974
24	0.092	0.954	0.908	55	0.041	0.979	0.959	86	0.026	0.987	0.974
25	0.088	0.956	0.912	56	0.040	0.980	0.960	87	0.026	0.987	0.974
26	0.085	0.957	0.915	57	0.040	0.980	0.960	88	0.026	0.987	0.974
27	0.082	0.959	0.918	58	0.039	0.980	0.961	89	0.026	0.987	0.974
28	0.079	0.960	0.921	59	0.038	0.981	0.962	90	0.025	0.987	0.975
29	0.076	0.962	0.924	60	0.038	0.981	0.962	91	0.025	0.987	0.975
30	0.074	0.963	0.926	61	0.037	0.981	0.963	92	0.025	0.987	0.975
31	0.072	0.964	0.928	62	0.036	0.982	0.964	93	0.025	0.987	0.975
32	0.069	0.965	0.931	63	0.036	0.982	0.964	94	0.024	0.988	0.976

A =  $\frac{1 - r/2}{1 - r}$  『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成  
 B =  $\frac{1 - r}{1 - r}$

(例) パソコン1台あたりの評価額

取得年月 令和4年5月、取得価額 200,000円、耐用年数 4年

$$\begin{aligned} \text{◆令和5年度評価額} &= \text{取得価額} \times \text{半年分の減価残存率（前年中取得）} \\ &= 200,000 \text{ 円} \times 0.781 \\ &= 156,200 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{◆令和6年度評価額} &= \text{前年度評価額} \times \text{1年分の減価残存率（前年前取得）} \\ &= 156,200 \text{ 円} \times 0.562 \\ &= 87,784 \text{ 円} \end{aligned}$$

以降、評価額は毎年同様の方法で減価し、取得価額の5%（例の場合は10,000円）からは減価しません。

# 《記入例》

提出年月日を記入してください。

氏名、ふりがなを記入してください。  
法人の場合は法人名、代表者名(ふりがな必須)を記入してください。

個人の場合は左側を1文字空けて記入してください。

「農業」「建築業」…など業種を記入してください。

該当するものに○をつけてください。

資産の所在地が住所と異なる場合に記入してください。

該当する番号に○をつけてください。  
なお、前年と変更がない場合も「1. 資産の増減なし」に○をつけてください。

農業などで、「全面委託」している場合は対象となりません。こちらの記入欄にその旨を記入してください。

同封の申告書に手書きされる方は、記入する必要はありません。  
電算処理により申告される方は、記入してください。

※所有者コード

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15

8 短縮耐用年数の承認 有・無  
9 増加償却の届出 有・無  
10 非課税該当資産 有・無  
11 課税標準額の特例 有・無  
12 特別償却又は圧縮記載 有・無  
13 税務会計上の償却方法 有・無  
14 青色申告 有・無

令和6年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

個人番号又は法人番号 1234567890112

事業種目 農業

事業開始年月日 ( )年( )月( )日

この申告に応答する者の係及び氏名 庄内 太郎

電話 42-0139

業種 有・無

住所 999-7781 庄内町余目字町13番地1

氏名 しょうない たらう 庄内 太郎

電話番号 090-1234-5678

取得価額 ( )円

資産の種類	取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)(ニ)
1 構築物				
2 機械及び装置	2750000		2000000	950000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬器具	3200000			3200000
6 工具、器具及び備品	3050000		1000000	3050000
7 合計				3050000

資産の種類	評価額(ア)	決定価格(イ)	課税標準額(ウ)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬器具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

資産の種類	借入資産(有・無)	事業用家屋の所有区分	自己所有・借家
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地		庄内町狩川字大藪22番地	
16 借入資産			
17 事業用家屋の所有区分			
18 備考(添付書類等)			

令和5年1月2日～令和6年1月1日に減少した資産の取得価額を記入してください。

令和5年1月2日～令和6年1月1日に取得した資産の取得価額を記入してください。



庄内 太郎

債 却 資 産 一 覧 表

法定耐用年数を記入してください。

明治:1  
大正:2  
昭和:3  
平成:4  
令和:5

中古の場合、はつきりと記入してください。

資産番号	種類	資産の名称・規格・型式	数量	取得時期 年 月	耐用年数	取得価額 (円)	特別 非課税
1	2	乾燥機 (2年経過の中古)	1	3 63 10	7	2,000,000	廃棄
2	2	播種機	1	4 18 7	5	500,000	
3	2	草刈機	1	4 19 4	7	250,000	
4	6	ビニールハウス	2	4 22 10	10	2,000,000	廃棄
5	6	パソコン	1	4 24 4	4	200,000	
6	6	除雪機 (歩行型)	1	5 5 2	10	800,000	
7	2	管理機	1	5 5 5	7	200,000	

特別に該当する資産がある場合は、  
証明書の写しを添付してください。

令和5年中に減少した資産は線で消し、異動事由  
(廃棄、売却など)を記入してください。

令和5年中に資産数などに変更があった資産は線で消し、  
変更後の数字と異動事由(廃棄、売却など)を記入してください。

※令和6年1月1日現在、庄内町に所在する資産について、資産の種類、名称、数量、取得時期、耐用年数、取得価額(消費税、補助金などを含めた総額)について確認の上、新規に取得されたものを記入してください。  
なお、**資産に変更のない場合も提出してください。**

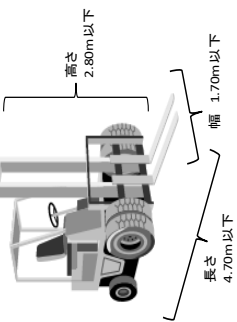
- 構築物:1  
機械及び装置:2  
船舶:3  
航空機:4  
車両及び運搬具:5  
工具、器具及び備品:6

※農業用の場合の種類コード及び法定耐用年数例

(下記にないものについてはお問い合わせ下さい。)

種類	品名	耐用年数	品名	耐用年数
2	乾燥機	7	2	防除機
2	ハーベスタ	7	2	管理機
2	ハイダー	7	2	肥料散布機
2	スピートスプレア	7	2	育苗機
2	ベルトコンベア	7	2	播種機
2	キャリア	7	2	床土入機
2	冷蔵庫(保冷庫)	7	2	土詰機
2	ライススター(籾摺機)	7	2	動力噴霧器
2	ライススター(運別機)	7	2	代掻ハロー
2	碎土機	7	5	フォークリフト
2	草刈機	7	6	ハウス(ビニール・ハイ)
2	運別機	7	6	バヤコン
2	除雪機(トラック連結型)	7	6	除雪機(歩行型)

※「小型特殊自動車」とは...



上記のすべてに該当し、最高速度が時速15km以下であれば、小型特殊自動車です。  
農作業用は、最高速度が時速35km未満のものであれば、大きにかかわらず小型特殊自動車です。  
※最高速度が時速35km未満のトラクタにけん引される農作業用トラクタも該当となります。  
→ トラクタも小型特殊自動車の対象です。

☆中古で取得した資産の耐用年数計算法

① 法定耐用年数(左記)の全部を経過したもの  
中古資産耐用年数 = 法定耐用年数 × 20/100

② 法定耐用年数(左記)の一部を経過したもの  
中古資産耐用年数 = 法定耐用年数 - 経過年数 + 経過年数 × 20/100  
(例) 2年経過の中古ライススターの場合  
7年 - 2年 + (2年 × 20/100) = 5.4 → 5年 となります。

※計算した中古資産耐用年数に1年未満の端数があるときは端数を切り捨て、2年に満たない場合は2年となります。

大型特殊自動車のみ、  
小型特殊自動車は除雪機(種別割)の対象となります。